

出席自治体提出資料

(待機児童の多い市区町村における取組状況)

目次

宮城県仙台市	P. 1
千葉県市川市	P. 4
東京都中央区	P. 7
東京都文京区	P. 10
東京都世田谷区	P. 13
東京都中野区	P. 17
東京都杉並区	P. 21
東京都葛飾区	P. 28
東京都立川市	P. 31
東京都三鷹市	P. 35
東京都府中市	P. 41
東京都調布市	P. 44
大阪府豊中市	P. 49
兵庫県明石市	P. 52
沖縄県浦添市	P. 56

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	仙台市					
1. 保育の拡充に向けた取組						
① 待機児童の現状についての分析						
【基礎データ】						
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	待機児童数 <u>213人</u>		
保育所等（※1）	174	15,497	1,357			
地域型保育（※2）	116	1,270	423			
地方単独事業	34	1,528	△602			
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園						
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業						
【分析】						
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)						
・待機児童数の推移（各年度4月1日現在）						
H24	H25	H26	H27	H28		
410	533	570	419	213		
※対象は、平成26年度までは保育所を申し込んだ方、平成27年度以降は特定教育・施設、特定地域型保育事業を申し込んだ方						
・平成28年4月の待機児童数の年齢別状況						
合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
213	21	98	52	32	4	6
・本市では、就学前児童数に占める保育施設等利用希望者の割合が32.5%と、他の政令指定都市と比べると低く、女性の就労意欲の高まりを考慮すると、今後も保育ニーズは増加すると見込まれる。						
・平成28年4月現在、待機児童数が前年度から206人減の213人になった一方、地域型保育事業の0歳児などに欠員が一定数発生している。待機児童解消に向けては、地域型保育事業の更なる利用促進が重要であることから、認知度向上や卒園後の3歳以降の受け皿対策を進めるとともに、きめ細かな利用調整に引き続き努める必要がある。						

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

- ・平成24年度から、潜在保育士の現場復帰促進を目的としたセミナーの開催（年2回）（宮城県の保育士人材バンク、ハローワークの福祉人材コーナーと連携）
- ・平成25年度から、国の待機児童解消加速化プランを活用し、毎年1,000人を超える規模で保育の受け皿を拡大。
- ・平成25年度から、保育サービスに関するきめ細かな情報提供や利用の支援を行うため、各区役所に保育サービス相談員（保育コンシェルジュ）を配置。平成27年11月から1名増員し、2名ずつ（5区計10名）配置。
- ・平成27年度から、地域型保育事業等の卒園児が保育所等の利用を希望する場合に優遇措置を実施。
- ・平成27年度から、需給ミスマッチ対策として、保育サービス相談員による積極的な利用施設提案を実施（1次選考で待機となった方へ空き施設の追加申込みをしていただく提案）
- ・平成27年度から、共同で事業所内保育事業を実施する中小企業に対し、コンサルティング料と保育施設整備費用を市単独で助成。
- ・平成28年4月から、定員割れが起きやすい新設保育所等の5歳児の保育室で、待機児童の多い1歳児を2年間の期間限定で保育する「期間限定保育」を実施。
- ・保育施設等整備に係る国の補助基準額の引き上げに対応するため、平成28年第2回定例会に補正予算案を提案し、議決を受け、本年度整備分から適用。
- ・平成28年6月、インターネットを活用した情報提供強化を目的に、市ホームページにおいて、施設一覧と地図情報のリンクを開始（せんだいぐらしのマップの利用拡充）。
- ・平成28年8月、小規模保育事業等における22名までの受入、定員超過入所の柔軟な実施、土曜日の共同保育について事業者あて周知。
- ・平成28年8月、地域型保育事業の認知度向上を目的に、地域型保育事業に特化したPR資料を作成。
- ・平成28年8月、保育士の子どもの優先入所を導入開始（平成28年11月1日利用開始分より反映）。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育

のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

- ・国家戦略特区を活用し、平成28年10月に地域限定保育士試験を実施するとともに、平成29年4月に都市公園内への保育所を開所予定。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体が取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

【今後の方針】

- ・待機児童の解消を目指し、引き続き保育基盤整備を推進するとともに、保育士の人材確保やきめ細かな利用調整などに取り組む。
- ・小規模保育事業等の卒園後の受け皿として、私立幼稚園を活用するために、本市独自の新たな補助制度を創設する予定である。

【課題・意見】

- ・保育所の整備事業者を募集しているが、資材費及び労務費の高騰に伴う整備費用の増加により、事業者の参入意欲が減退し、保育所整備が進展していないことから、保育所等整備交付金の補助基準額の引き上げをお願いしたい。
- ・本市では3歳未満児の待機児童が8割を占め小規模保育事業の充実に注力してきたため、卒園後の受け皿に関する連携施設の確保が大きな課題となっている。しかしながら、既存の保育所には3歳児の受入枠がほとんどないため、保育所と同程度の保育時間を確保し、小規模保育事業等の連携施設（卒園後の受け皿）として優先入所枠を設定した私立幼稚園に対し、保育士1名分の人件費相当額を助成する予定としている。こうした卒園後の受け皿の確保に向けた自治体の取組に対して財政支援を行う制度の創設をお願いしたい。
- ・保育士の人材確保には、更なる賃金改善が不可欠であることから、公定価格における単価や処遇改善加算の一層の拡充をお願いしたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））

各市区町村における取組状況

自治体名	市川市		
1. 保育の拡充に向けた取組			
① 待機児童の現状についての分析			
【基礎データ】			
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)
保育所等（※1）	82	7,273	1,000
地域型保育（※2）	10	27	200
地方単独事業	0	0	0
			待機児童数 514人

※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園

※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

【分析】

※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。

（例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。）

本市の就学前人口は、ここ数年2万4千人台とほぼ横ばいで推移しているが、幼稚園の利用率が低下している一方、保育所等の利用率は年々上昇している。

また、本市は、都心へのアクセスも便利なことから、現在、人口も増加傾向となっている。こうした状況から保育所等の利用者は、今後も増えるものと考えている。

《就学前人口に占める保育所等利用希望者の推移》

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
就学前人口 (対前年度増減数)	24,960人	24,393人 (-567人)	24,060人 (-333人)	24,204人 (+144人)	24,369人 (+165人)
保育所等利用希望者数 (対前年度増減数)	6,449人	6,694人 (+245人)	6,952人 (+258人)	7,302人 (+350人)	7,990人 (+688人)
利用率 (対前年度増減)	25.8%	27.4% (+1.6%)	28.9% (+1.5%)	30.2% (+1.3%)	32.8% (+2.6%)
幼稚園利用者数 (対前年度増減数)	6,326人	6,162人 (-164人)	5,921人 (-241人)	5,709人 (-212人)	5,635人 (-74人)
利用率 (対前年度増減)	25.3%	25.3% (-%)	24.6% (-0.7%)	23.6% (-1.0%)	23.1% (-0.5%)
待機児童数(4/1) (対前年度)	296人	336人 (+40人)	297人 (-39人)	373人 (+76人)	514人 (+141人)

※就学前人口は3/31現在、保育所等利用希望者数、待機児童数は4/1現在、幼稚園利用者数は5/1現在

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

《施設の整備状況》

	24年度	25年度	26年度	27年度
整備定員	70人	315人 (-245人)	562人 (+247人)	571人 (+9人)

※ 整備数には、翌年度4/1開園を含む

《現在取り組んでいる施策》

平成28年5月に「待機児童対策緊急対応プラン」を策定、「受け入れ枠の拡大」と「保育士の確保」を柱とし、来年4月までに1,200名の定員拡大を目指している。

◆受け入れ枠の拡大

・（仮称）いちかわ保育ルームの設置（直営） 3施設 50人

市施設を活用し、パート労働者など比較的就労時間が短い方を対象とした一時預かり事業を行う「（仮称）いちかわ保育ルーム」を平成29年4月開園に向け準備している。公立幼稚園2園の空き教室、こども館の一部を利用予定。

・私立幼稚園における預かり保育の拡大 3施設の拡大

私立幼稚園における預かり保育実施園を増やすため、各園を直接訪問し、協力を求め、平成29年4月から新たに4園で実施予定。

・小規模保育事業所の設置 14施設 200人

連携施設の確保の課題から幼稚園が実施する小規模保育事業所について設置を進めていたが、新たに幼稚園以外の事業者の設置も積極的に進めることとした。上記のほか4施設で検討・協議を続けている。

・認可保育園の整備 15施設 800人

・既存認可保育園における受け入れの拡大 150人

公立・私立保育園で面積基準等に応じた受け入れ児童の拡大を進めている。

◆保育士の確保

様々な媒体を利用し市川市の保育をPRする広報戦略の実施と更なる処遇の向上に取り組んでいる。

- ・現役の公立・私立の保育士が保育士養成校を訪問しPR
- ・保育士募集案内リーフレットの作成
- ・保育士募集ウェブサイトによるPR

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

- ※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

現在取り組んでいる施策を着実に実施することに加え、次のことに取り組めます。

・既存保育園の分園設置の促進

本市の保育園整備は、空きテナント等を活用した整備が中心であるが、新たな事業者による新設保育園の設置や小規模保育事業所の設置に比べ、運営実績があることにより保育の質が担保されていること、将来の保育需要にも柔軟に対応できることなどを考慮し、備品等の購入に要する費用を補助するなどインセンティブを付与し設置促進を図りたいと考えている。

・保育園用地の確保に向けたインセンティブ

保育園等用地として有償で土地を貸す際のインセンティブとしての固定資産税の減免の検討を進めます。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

- ※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

・公定価格の見直し

国家公務員の地域手当に準拠していない公定価格もあることから、地域の実情にあった仕組みに変更していただきたい。また、民間事業者の新規参入という観点で考えると、公定価格が高い東京都に集中することが考えられることから、隣接する自治体の地域区分については、平準化を図る必要があると考えている。

・予算措置

待機児童が多い間は、平成16年度に一般財源化された公立保育所運営費国庫負担金を特定財源に戻していただきたい。

・0歳児保育縮小の啓蒙・周知

2歳までの育休延長のほか、1歳までは母親が育休を、1歳から入園まで父親が育休を取ることを努力目標とし、国家公務員、地方公務員が積極的に取得するよう促す。

・保育園建設と近隣住民に対する整理

新たな保育園整備については、事業者において早い段階から近隣住民に対して丁寧な説明を行いながら進めているが、開園に向け配慮してほしいことや懸念されていることへの対応を要望することなく、保育園が迷惑施設であるとの先入観で反対のご意見をいただくこともある。こうしたケースでは、いくら時間をかけても計画を進めることができないため、こうしたケースでも整備が進められるよう指針等を作っていただきたい。

また、保育需要が充足されていない場合には、審査基準に適合している者であれば、認可するものとされた法の趣旨に鑑み、その他の理由では保育園建設計画が止められないことを、国の責任において改めて国民に示していただきたい。

・すべての幼稚園が保育事業を行うよう誘導する

幼稚園が小規模保育事業および長時間預かり保育を行うよう補助金の調整を行っていただきたい。

・報道への対応

保育園整備について、社会問題化されたことや多くの報道により、計画から開園までに要する時間が長くなっている。国において、開園延期等について報道する際には、整備が必要であることを強調していただきたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	東京都中央区			
1. 保育の拡充に向けた取組				
① 待機児童の現状についての分析				
【基礎データ】				
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	待機児童数 <u>263人</u>
保育所等（※1）	41箇所	3,586人	491人	
地域型保育（※2）	7箇所	56人	0人	
地方単独事業	15箇所	600人	△35人	
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園				
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業				
【分析】				
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)				
<p>本区では、ここ数年、大型マンションの建設などにより、30代、40代を中心として人口が急増し、それとともに乳幼児人口も増加し、出生数は平成24年が1,511人、平成27年には1,981人と470人増加し、乳幼児人口は、平成24年4月が7,054人、平成28年4月が9,145人と、この5年間で2,091人も増えた。また、働き方やライフスタイルの変化により、共働き世帯が増え、保育ニーズも増えている。平成24年4月の保育ニーズ率は36.9%であったが、平成28年4月は46.2%となり、この5年間で10%近くも伸びている。特に、1歳児においては50%を超えている。</p> <p>そのために、区では保育所整備を積極的に行い、平成24年4月の認可保育所は20園だったが、平成25年4月は22園、平成26年4月は30園、平成27年4月は36園、平成28年4月は41園とこの5年間で合計21園の開設を行なった。また、平成27年4月には小規模保育所1園と事業所内保育所1園、平成28年4月は小規模保育所1園も整備した。</p> <p>しかしながら、本区のこの5年間の待機児童は、平成24年4月は79人、平成25年4月は193人、平成26年4月は135人、平成27年4月は119人、平成28年4月は263人と200人を超える状況となっており、依然として、乳幼児人口の増加と保育ニーズの増加に追いついていない状況である。</p>				

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

●平成28年4月に新たに認可保育所4園、小規模保育所1園を開設し、275人の定員拡大を行った。また、平成28年9月には、既存園の分園を開設し、36人の定員拡大を行なった。

●家賃助成（平成21年より取り組んでいる）

地価の高い中で、開設しやすいように建物の賃借料の3/4、2,000万円上限に補助している。（原則10年間）

●期間限定型保育事業（平成27年から取り組んでいる）

新設保育園の4歳児・5歳児の空いた枠を使って、1年間の期間限定で、待機児童の最も多い1歳児を受け入れる。当事業を実施する新設保育園は当初4歳児・5歳児の募集を実施せず、学年進行により定員が埋まるまでの間を利用するものである。なお、本事業は次年度以降も新設園を開設することが前提となる（新たに2歳児受入枠が必要となるため）。

また、2歳児学年進行する際には、利用調整時に加点しているため、28年度は比較的スムーズに他の認可保育園に進級できた。平成27年度は5園で実施。受入枠24人に対し、年度末利用者数は20人。1人（特定園のみ希望）を除き認可保育園の2歳児クラスに入園できた。

●巡回指導（平成27年度から取り組んでいる）

新設保育園が増える中、保育の質の向上のため、園長OB等が私立保育園を毎日巡回して、保育の内容、人員配置、保護者への対応などを指導している。また、地域型保育事業所についても、園長級の職員が月1回のペースで巡回している。

平成28年度からは、希望園に1日付いての保育実地研修形式での指導・相談も行っている。

平成27年度実績 私立認可保育所21園 100回 家庭的保育事業5事業者 43回
地域型保育事業所2園 21回

●宿舎借上支援（保育士確保策）（平成27年度から取り組んでいる）

区内の中小企業の社宅用借上住宅を保育士の宿舎として活用し、国・都の制度を活用しながら、区独自の上乘せ補助を行い、使用料の7/8を補助している。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

●平成29年4月に新たに私立認可保育所6園、平成29年9月に1園を開設し、563人の定員拡大を行う。また、活用できる物件が少ない中、公有地の活用にも取り組んでおり、空いている道路用地の一部を用途変更し保育所として整備することや公園を立体化し、公園の下に保育所を整備することを進めている。

●国の緊急対策に盛り込まれている保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進について、平成28年度9月補正予算に計上し、決定されれば、ICT化を導入する事業者に対して、補助金を交付するよう準備を進めている。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

1 都心区、周辺区、他自治体等それぞれ地域特性と待機児童は密接に結びついているのが現状である。各自治体が必要とする待機児童対策事業（自治体独自の取組を含む）に財源を投入できるような補助金の枠組を作って欲しい。

2 特区で都市計画公園に保育所の占用が認められるようになったが、依然として規制が強い。また、立体都市公園制度を活用するが、面積など規制の緩和を図っていただきたい。

3 育児休業給付金を1歳6ヶ月から3歳になる年の3月まで給付することによって、子育てしたい人は3歳になるまですることができることから入園時の選択肢が広がり、0~2歳児までに集中している保育ニーズを分散させることができるのではないかと。保育所整備だけでなく、企業も含めて子育ての選択肢を広げるための施策にも取り組むべきである。

4 家庭的保育事業は、自園調理が原則となったことで、新たな認可が難しくなった（家庭的保育事業者の成り手はいるが調理ができる人（1時間程度）を雇用することが困難）。利用者の同意が得られれば自園調理ではなく、弁当持参等でも可とすべきである。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。（別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。）
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	文京区			
1. 保育の拡充に向けた取組				
① 待機児童の現状についての分析				
【基礎データ】				
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	待機児童数 257人 (98人 ※育休除外)
保育所等（※1）	55	3809	244	
地域型保育（※2）				
地方単独事業	2	74		
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園				
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業				
【分析】				
<p>※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童数の直近5年の増減傾向（各年度4月現在） 28年度：257人（98人※育休除外）、27年度：132人（69人※育休除外）、26年度：104人 25年度：96人、24年度：111人 ・ 要因と思われる事由 未就学児童の人口増加や保育サービスの利用割合の増加等に起因するものであり、今後も、保育ニーズの増加傾向はしばらく続くものと考えている。 ・ 待機児童解消に向けた方針 保育ニーズの高まりに迅速に対応するため、「文京区保育所待機児童解消緊急対策」に取り組んでいるところであり、今後も私立認可保育所の開設を中心として、小規模保育事業A型の整備、定期利用保育の実施等も併せて行うことで、質の高い保育施設を増設し、スピード感を持って待機児童の解消に取り組んでいく。 				

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
 - ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
 - ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。
- ・平成29年4月開設に向け、私立認可保育所4施設の開設を進め、合計244人の定員増を行う予定である。
 - ・学校施設について、引き続き活用場所や保育施設の種類を含め、設置の可能性を具体的に検討しているところである。
 - ・その他、保育所整備経費に関する平成29年4月から開設後家賃補助を実施することで、民間保育事業者の参入を促進するとともに、上記新規認可保育所4・5歳児の保育室を活用し、事業者・保護者間の直接契約による1・2歳児を対象とした定期利用保育を実施する等、保育所待機児童を解消するため、様々な取組みを行っている。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

- ※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。
 - ※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。
 - ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。
- ・公有地活用による保育所の整備を推進するものとし、国有地（千石三丁目外務省千石宿舍跡地）を購入し、平成30年4月開設に向けた私立認可保育所の整備を進めている。また、他にも、平成30年4月以降の開設を目指し、都有地・区有地の活用について検討しているところである。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

- ※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。
- ・未就学児童の人口増加や保育サービスの利用割合の増加等を踏まえ、毎年度、子育て支援事業計画のニーズ量の見直しを行うとともに、整備量（目標値）の上方修正を行っているところであり、今後も私立認可保育所の整備計画等を着実に進め、保育所待機児童の解消に努めていく。

- ・上記のとおり、施設整備を積極的に推進する一方で、各施設における保育の質の確保にも取り組んでいるところであり、保育の安全確保等を図るため、区立保育園園長経験者等による私立認可保育所等への巡回指導を拡充し、指導員を増員する予定である。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	世田谷区			
1. 保育の拡充に向けた取組				
① 待機児童の現状についての分析				
【基礎データ】				
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28. 4. 1 時点)	定員数 (H28. 4. 1 時点)	保育拡大量見込み (H28. 4. 1→H29. 4. 1)	待機児童数 <u>1, 198人</u>
保育所等（※1）	154箇所	13, 422人	2, 031人	
地域型保育（※2）	18箇所	159人	108人	
地方単独事業	84箇所	2, 353人	72人	
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園				
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業				
【分析】				
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)				
<p>世田谷区では、平成24年以降、0歳児人口が増加傾向にあり、一部の地域的な減少傾向が見られるものの、就学前人口全体でも毎年1,000人程度ずつ伸びている。</p> <p>平成27年3月に策定した子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」という。）については、新たな手法を用いた人口推計で、平成31年度時点の就学前人口が現事業計画策定時の42,775人よりも約3,400人増加する見込みの46,211人となったことを受けて、ニーズ調査における保育の利用意向率を勘案し、平成31年度時点で1,400人程度の需要量の増加（18,729人→20,161人）を見込み、この解消に向けた供給を、現行の計画から1,700人弱程度の確保量の増加（19,911人→21,584人）を行う見直しを検討している。</p> <p>上記の状況を踏まえ、待機児童解消に向けては、実効性の高い保育施設整備をすることで、保育定員の拡大を図ることが必要になることはもとより、保護者が産後休暇に引き続き育児休業を取得した上で、安心して子どもを保育施設に預け、職場復帰を果たすことができる就業及び保育環境・社会風土を整える必要があると考える。</p>				

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

世田谷区では、国有地などの公有地を活用した認可保育施設整備のほか、民有地を活用した整備も積極的に行い、現在、認定こども園1園、認可保育所26園、小規模保育施設7施設、東京都認証保育所2施設の施設整備を計画するなど、平成28年4月から平成29年4月までで2,211人分の保育定員の拡大を図るべく、準備を進めている。

保育定員の拡大にあたっては、保育待機児童解消に向けて、以下のような施策を展開している。

【主な関連施策】

●保育施設整備の推進

→国家戦略特区制度を活用した都市公園での保育所整備（緊急対策活用予定）

→区立中学校敷地を活用した認可保育所分園の整備（緊急対策活用予定）

→不動産専門調査員の任用及び民有地マッチング事業（緊急対策活用予定）

→保育施設に供する不動産を借り上げるための賃借料に対する上乗せ補助（緊急対策活用予定）

→保育施設整備における近隣住民対応支援業務委託（緊急対策活用予定）

→送迎保育事業の実施

●保育人材の確保

→保育士等の処遇改善に向けた個人給付

→保育士宿舍借り上げ支援事業（切れ目のない保育対策を活用し拡充を検討）

→保育人材情報サイト「せたがや Hoiku Work」の構築・運用（切れ目のない保育対策活用検討）

→関係団体との共催による就職相談会開催や民間就職相談会のブースの確保（切れ目のない保育対策活用検討）

3月末に国から示された緊急対策のうち、上記で活用予定となっていないメニューについては、具体的な内容に関する明示がなく、対策としての活用が決まっていない。

なお、世田谷区議会平成28年第3回定例会にて、「自治体が独自に支援する保育サービスの支援」「保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進」などを活用した事業に関する補正予算を提案した。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

現在、見直しの検討を行っている事業計画では、平成29年度については1,524人分、平成30年度、平成31年度については各1,020人分の保育定員の拡大を行うこととしている。また、平成28年4月の保育待機児童のほぼ100%が0歳児から2歳児までで占めている状況となったことを踏まえ、低年齢児に焦点をあてた保育定員の拡充策が求められている。

これを受けて、保育定員の拡大にあたっては、②で記載している施策に加えて、以下の内容に関する検討しているところである。

●保育施設整備の推進

- 認可保育所分園や小規模保育事業に対する建物賃借料補助の増額（切れ目のない保育対策活用検討）
- 3歳児以降の受入枠確保のための既存認可保育所の改修に係る費用の補助（切れ目のない保育対策活用検討）
- 地域型保育事業の連携施設となる認可保育所への補助（切れ目のない保育対策活用検討）
- 定期利用保育事業の運営費補助の増額（1歳児運営単価の増額）
- 地権者相続発生時区買取約定付き事業用定期借地制度の創設

上記の他、「切れ目のない保育のための対策」で示されている、借地料への支援の強化、定期借地権設定時における一時金に対応するための加算等は積極的に活用し、整備誘導を図っていきたいと考えており、併せて、保育所等に土地を貸す際の固定資産税の減免が可能となった場合については、多方面に周知を行い、さらなる民有地の確保を図りたい。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

平成27年度の保育施設整備において1,259人の定員拡大をおこなったものの、前年度を264人上回る6,439人の認可保育施設への入園申込があり、高まる保育需要に定員拡大が追いつかない状況である。

さらに、平成28年4月1日時点の1,198名の待機児童のほぼ100%が0歳から2歳の低年齢児となっているが、小規模保育事業等の整備にあたって必要となる連携施設の確保が課題となっており、低年齢児に特化した保育施設整備もままならない。

また、保育施設整備に適した土地や建物の確保も難しく、事業決定に至った後も近隣住民対応に時間を要し、開園時期が遅れる場合があり、保育人材の確保難も併せて、保育施設整備への支障となる事由は多い。

－要望事項－

(1) 働き方改革について

子育てをしながら同時に仕事も続けられるように、育児休業の充実（育児休業期間の延長や給付の全額補償）を図るとともに、短時間勤務や在宅勤務、ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入など、乳幼児をもつ父母社員への企業の配慮促進に向け、国や民間事業者の取り組みを推進してもらいたい。

(2) 財政負担軽減について

現在、世田谷区では、敷地1,000㎡、定員100名規模の保育園で、年間およそ1,500万円の土地賃料の場合、およそ1,000万円、20年間で2億円程度の賃料補助を行っている。今後、大きな財政負担となるため、都市部の高額な土地・建物の賃料に対する補助を増額していただきたい。

さらに、区は国有地を周辺相場と同等の賃料で借受けているが、東京都のように半額程度の水準への軽減を図っていただきたい。

(3) 税制優遇について

民間の土地を保育施設用地として提供しようとする場合に、相続発生時に相続税支払いのために速やかに現金化ができないなどで、保育施設用地の確保に至らないケースが多々ある。

保育施設が特に不足する都市部においては、相続税の支払い猶予又は減免の優遇措置を設けるなど、民間の土地の供給促進を図ってほしい。

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）について

私立幼稚園が安定的に実施でき、待機児童対策の一翼を担うことができるように、保育人材確保のための人件費に対応する補助単価の設定や、私学助成との併用を時限的に認めること等の補助事業の見直しを行ってほしい。

(5) 企業主導型保育事業の指導監査について

現在、内閣府を中心に促進を図っている企業主導型保育事業については、都道府県の関与がない保育施設となると公表されている。行政の関与が低い施設ほど死亡事故発生率が高い保育施設であることは周知の事実である。子どもの命と安全を確保するためにも、子ども・子育て支援新制度上の施設と遜色ない、都道府県レベルでの指導・監査の義務付けをお願いしたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））

各市区町村における取組状況

自治体名	中野区			
1. 保育の拡充に向けた取組				
① 待機児童の現状についての分析				
【基礎データ】				
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	※()内は拡大量見込み 待機児童数 257人
保育所等(※1)	50	4,727	5,661(934)	
地域型保育(※2)	23	229	324(95)	
地方単独事業(※3)	18	602	未定	
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園				
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業				
※3 地方単独事業：東京都認証保育所、区立保育室				
【分析】				
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)				
【直近5年の待機児童数(4月1日現在)】				
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
待機児童数(人)	147	241	172	257
就学前人口(人)	11,758	12,055	12,636	13,085
保育施設利用児童数(人)	4,185	4,477	4,871	5,311
保育需要率(%)	36.8	39.1	39.9	42.6
前年度保育定員拡大数	174	212	434	555
※待機児童対策として、5年間で約1,500人分の定員増を図ってきたが、就学前人口の増加や保育需要率の高まりのため、待機児童数をゼロに至っていないのが現状である。				
② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策				
※ 施設の整備状況(昨年度比の増減等の数字を含む。)や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。				
※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(以下「緊急対策」という。)を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。				
※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。				

○ 平成29年4月の待機児童ゼロとするために、平成28年4月の保育需要からそのための定員増の必要数を見込み、認可保育所8か所、小規模保育事業所5か所、定員735人増の補正予算を計上した。

○ 補正予算分も含め約1,000人分の保育所整備に向けての保育事業者への協力依頼

○ 新規私立認可保育所に占める割合の多い、賃貸物件型保育所への賃借料にかかる補助の拡充
例 80～99人定員の場合 (単位：千円)

	定員	開設前	開設後 5年間 合計	補助合計 (a)	拡充後 -拡充前	施設整備費(上限)を含めた 総補助額(a+61,250)
拡充前	規定なし	14,700	28,800	43,500	—	—
拡充後	80～99人	14,400	72,000	86,400	42,900	147,650

○ 不動産情報と保育整備のマッチング

不動産業界や金融機関との協力関係の構築や町会・自治会、土地所有者への協力依頼を通して、保育施設の整備促進

○ 保育士確保の支援

ハローワーク、他区と連携しての就職説明会の開催。常勤保育士を対象とした宿舍借り上げ補助事業の実施

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

○ 保育所の整備

・大型宅地開発時における保育施設の整備誘導

・空き家対策との連動（空き家の活用）

・まちづくりの進展により、建替えが活性化するなど、面的なまちづくりが行われる地区において、保育所誘致のための積極的な働きかけ

○ 認定こども園の新規誘致及び区立幼稚園の認定こども園化の推進

3園（平成31年度、平成33年度、平成36年度開設）

○ 中野型幼稚園等のモデル事業の推進

長時間保育等に取り組む私立幼稚園への補助

○ 保育コンシェルジュの設置

平成28年度内に当区の子ども総合相談窓口において子育てコンシェルジュ（保育コンシェルジュ）を配置する。

○ 事業所内保育業・企業主導型保育事業の促進

保育需要の新たな受け皿となる事業所内保育事業・企業主導型保育事業を促進するため、区内企業及び関係団体へのPRと協力依頼

○ 私立幼稚園の預かり保育の推進に向け、協力依頼等

○ 保育士確保への支援強化

すでに実施している宿舍借り上げ補助の拡充や、保育士を養成している大学の学生への働きかけ等保育士確保へ向けた支援策の検討

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

○ 平成28年8月18日付け、特別区長会から厚生労働大臣宛「待機児童対策の更なる推進に係る緊急要望」においてお願いしたが、短時間勤務、在宅勤務、ワークシェアなど柔軟な勤務形態の導入の促進等の働き方の見直し、0歳～1歳の児童に対する育児休業制度適用の原則義務化など、労働行政にかかる子育て支援制度のより一層の充実をお願いしたい。

○ 施設の更新と定員の増を図るための公立園民営化にかかる、仮設園舎の設置、公立園の解体等に要する費用の補助拡充をお願いしたい。

○ 当区では仮設園舎の段階で民営化することを考えているが、この場合現行の国の補助制度では仮園舎整備が創設、新園舎整備が移転となり、新園舎整備にかかる補助が不利になってしまう。この取り扱いについて、柔軟な対応の検討をお願いしたい。

○ 東京都内など都市部においては、保育所整備が進まない要因の一つに、用地や施設の確保に多額の費用を要することが考えられる。このため、保育所用地として国有地を活用する場合の要件緩和をお願いしたい。合わせて、賃貸物件型の保育所に対する給付費（賃借料加算）の拡充や保育対策総合支援事業費補助金の拡充（現行は本園の場合1施設当たり27,000千円×2/3であり少額）などをお願いしたい。

○ 幼稚園等における長時間保育事業の実施や認定子ども園の転換にあたり必要な費用（給食施設の設備改修費や低年齢児受け入れのための施設等整備費等）について、国の支援の拡充をお願いしたい。

○ 保育士確保策の充実

各種事業に対する補助割合の引き上げ、保育士の処遇の向上

○ 保育連携支援補助施設

認可小規模保育事業所等との日常的な連携や3歳児進級時の受入を行う連携施設への補助の創設をお願いしたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料(報道発表資料など)があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	杉並区			
1. 保育の拡充に向けた取組				
① 待機児童の現状についての分析				
【基礎データ】				
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	※左記のほか、定期 利用、定員調整で185人 分確保予定 待機児童数 平成29年4月1 日：0人 (平成28年4月1 日現在136人)
保育所等（※1）	87（保育園1園、分園5 園を含む）	7,315	1,881	
地域型保育（※2）	11	163	154	
地方単独事業	79	2,231	0	
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園				
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業				
【分析】				
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)				
○待機児童数				
平成25年4月に待機児童が285名であったが、認可保育所を中心に東京都認証保育所、区保育室等の整備を進め、平成27年4月には待機児童が42名まで減少したが、認可保育所入所申込者の予測以上の増加により、平成28年4月は136名と100名近く増加することとなった。				
平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成28年4月
52名	285名	116名	42名	136名
※24年4月は国基準、25年4月以降は区基準による。				

○人口構造

総人口が増える中、0歳～14歳の割合が増加している。

	0歳～14歳	15歳～64歳	65歳以上	人口
平成21年1月1日	9.5%	71.6%	18.9%	537,519人
平成27年1月1日	10.1%	68.9%	21.0%	546,722人

○保育需要の高まり

・就学前児童人口：出生数が予測を上回るペースで増加していることから、増加傾向にある。

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	23～28年の5年間の増
就学前児童人口	21,698人	22,165人	22,666人	23,165人	23,750人	24,654人	2,956人増 約13.6%増

(各年1月1日現在)

・女性の就業率：就労する女性の割合が増加している。

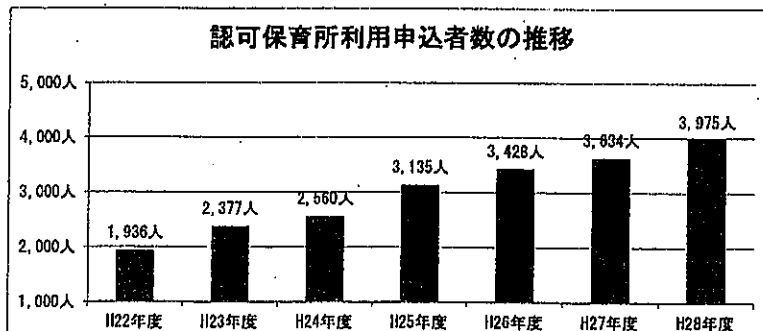
	21年平均	22年平均	23年平均	24年平均	25年平均	26年平均	27年平均
25～34歳女性 (%)	69.9	71.6	72.4	72.2	73.9	76.5	75.8
35～44歳女性 (%)	63.3	63.6	63.7	64.4	67.3	69.5	70.0

(出展：東京都「労働力調査結果」)

○認可保育所申込者数の推移

認可保育所申込者数は、増加を続けている。特に、0～2歳児の増加が顕著である。

1 認可保育所所希望者数の推移



※年齢別申込者数

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
0歳児	627人	753人	756人	864人	961人	1,071人	1,214人
1歳児	796人	867人	1,010人	1,194人	1,282人	1,345人	1,597人
2歳児	284人	419人	450人	589人	677人	614人	601人
3歳児	181人	274人	260人	332人	352人	437人	380人
4歳児	34人	64人	66人	102人	108人	136人	134人
5歳児	14人	10人	16人	54人	38人	31人	49人
計	1,936人	2,377人	2,560人	3,135人	3,428人	3,634人	3,975人

《22年度比28年度》
 0歳児 94%増 587人増
 1歳児 100.6%増 801人増
 2歳児 111.6%増 317人増

○杉並区の状況

都市部は、多くの自治体が保育所増設に取り組む中、保育事業者が、区民ニーズの高い認可保育所の整備に適した土地・建物を、自ら探し出すことが、住宅都市である杉並区では難しくなっている。

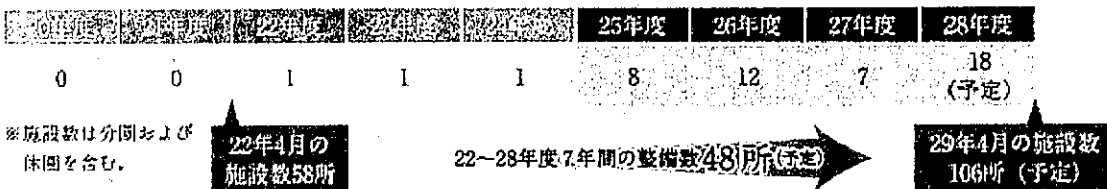
② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

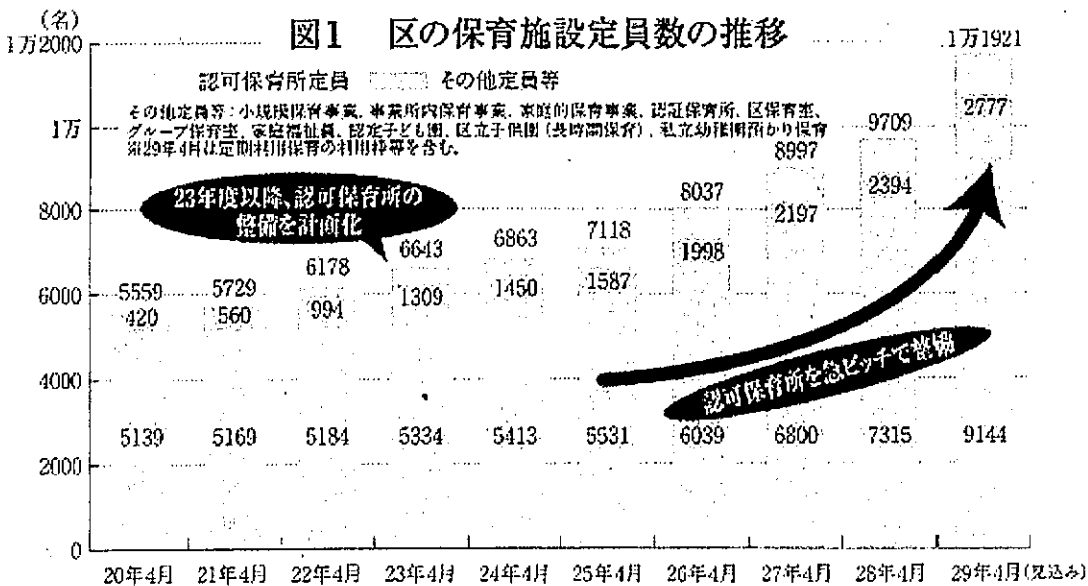
○ 施設整備数の推移

平成22年度以降、認可保育所の整備に本格的に取り組みを開始し、平成29年4月の施設数は、平成22年4月の約1.8倍の106所となる。

表1 認可保育所の新規整備数



区では25年度から認可保育所の整備が本格化しました。順調に整備が進めば、29年4月の施設数は、22年4月の施設数（58所）の約1.8倍となる、106所となる予定です。



○区立公園等の活用

平成28年度は、平成29年4月の待機児童解消に向け、確実に保育施設を整備するために、保育事業者からの開設提案に加え、区立公園を含む区立施設15箇所を活用して保育施設の整備を行っている。

○小規模保育園等の卒園児の円滑移行

特定の保育所を連携園とするのではなく、区内全域の認可保育所を対象に入所調整することとした。そのため、新設園には定員構成上、2歳から3歳の受入数を増やすよう条件付けるなどの対応をしている。

○保育士人材の資質向上・キャリアアップのため、以下の研修を推進

就職前の期待と現実とのギャップへの対応、保護者対応等について、私立保育園連盟に研修を委託し実施した。

○保育士の子どもの優先入所

平成29年4月から就労状況などに基づき付される指数が同点の世帯がいた場合に適用する。対象者は、区内の民営保育施設に勤務する区内在住の有資格の保育士で、育児休業を取得しており、入所月に復職するもの。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

- ※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

○今後の整備予定

平成29・30・31年度の3カ年で、各年度1,000名規模で整備を進める。（現在、計画案のパブリックコメント中）

29年度整備(30年度開設) 新設(私立園)11園 定員数1000名規模	+	30年度整備(31年度開設) 新設(私立園)12園 定員数1000名規模	+	31年度整備(32年度開設) 新設(私立園)11園 定員数1000名規模	=	3カ年合計 新設(私立園)34園 定員数3000名規模
--	---	--	---	--	---	-----------------------------------

○様々な方法による区民ニーズの高い認可保育所を核とした整備

- ・区立施設の再編整備で生み出された施設・用地の活用〔小学校跡地、中学校用地、区会議室等を活用〕

- ・国や東京都の公有財産の有効活用
- ・国家戦略特区制度の活用
- ・定期借地権設定時の一時金に対応するための加算、賃借料の高騰に対応した整備料の支援強化等を活用し、保育事業者が自ら土地・建物を確保して開設する場合の負担を軽減

○既存保育所の改修による受け入れ定員の拡充

「保育所等改修費等支援事業」の活用

○幼稚園での長時間預かり保育の拡充

「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の要件緩和を受け、幼稚園への協力要請を強化

○保育士宿舍借上げ支援事業の拡充

現行制度において、補助金額と対象範囲の拡充を平成 29 年度実施に向けて検討している。

○保育人材確保

潜在保育士の再就職支援や新卒者の人材確保のため、保育士養成学校において現役保育士との交流会や研修を実施する。

その他、国や都の補助スキームを活用した保育士の処遇改善のための支援策について、今後、検討する。

○保育園等における事故防止の取組み強化

巡回指導等の取組みを更に強化する平成 29 年度の組織体制への変更を検討している。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

【区が取り組むべき施策】

○都市部では、多くの自治体が保育所増設に取り組む中、住宅地である杉並区に、保育事業者自らが保育所に適した土地・建物を探すことが難しくなっている。このため、区は、区立施設再編で生み出された区立施設や区有地を貸し付ける手法を、これまで以上に積極的に活用していく。

○急ピッチで保育施設の整備を続けている中で、今後は、施設長の育成や保育の質の確保・向上を図ることが大切と考える。そのために、区として、現在行っている保育士、栄養士による施設巡回訪問（保育内容、施設環境、人材育成）、開設前の公立保育園保育体験の実施、施設長を対象にした近隣施設との交流・連携を推進に加え、今後は施設長の育成や保育の質の確保、向上を図っていくために開設前の研修の実施について検討していく予定である。

【都に要望する施策】

○土地・建物の所有者が保育所への活用を積極的に図れるように、その場合の所有者の固定資産税の減免制度の早期創設を求める。

【国に要望する施策】

○保育士の給与のベースアップのさらなる拡充

○待機児童対策は、自治体の保育所行政だけでなく、育児休業制度などの労働政策や働き方全般の問題に対する取組が重要と考える。そのため、国に対して、育児休業制度導入の義務付け、短時間勤務や在宅勤務導入の支援の充実など、さらなる待機児童対策の推進を求める。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

区長の

本気



杉並田中良

待機児童問題の解決には、保育所の増設や保育士の賃金改善も必要だが、根本的には国の労働行政の改革が必要だ。あらゆる分野で女性が活躍する今日、働く女性が安心して育児休業を取得できる社会環境の実現が不可欠である。

私の大学時代、50名以上いたクラスメートのうち女性はいく人も多かったと記憶している。しかし、大学・大学院生の男女比率は現在6対4(注1)になり、40年前には4割程度だった25〜34歳の女性の就業率は、7割強にまで上昇

たなか・りょう 明大政経学部卒。平成3年、杉並区議に初当選。5年から都議に連続5期当選。21年に史上最年少で都議会議長。22年7月、杉並区長に就任。現在2期目。趣味は将棋。座右の銘は「澄心得妙理」(ちようしんみょうかんをえる)。

(注2) している。

女性の就労が当たり前となる中、それに見合う社会を実現するためには、法改正を伴う育児制度の抜本的改革が必要で、それは国にしかできないことだ。そこから目をそむけ、現状におえへ人たちに「育児は親の責任」だと突き放すとしたら、責任転嫁のものである。

先日私は、保育所に入所を希望する保護者団体の方々とお会いした。本日は育児を取りたいが、制度の未整備や所得減少、職場の雰囲気などを理由に断念せざるを得ない状況の中で「後に続く女性のためにも自分が職場で頑張らねば」と保育所に預けて働いている現状をつがさるにうかがい、自治体の保育行政を預かる立場として心を打たれた。

国の調査(注3)によれば、育児を希望通り取れない人は8割弱いて、その理由は「経済的理由」「解雇の心配」である。また、企業規模や雇用形態によっても女性の育児の取得状況は異なり、杉並区職員は100%育児を取得(注4)しているが、民間企業の正社員で71.7%、非正規社員にいたってはわずか22.8%。この状況では、女性が安心して堂々と育児が取れる環境が確保されているとは言えないだろう。

私は、全ての労働者が希望

「まず育休改革、保育所は最後の砦」

通りに育児取得できずとうとう企業側に義務付ければ、一定期間、育児に専念する親が増え、その結果、保育所の入所希望者は相当減少すると考えられる。

例えば、待機児童の9割を占める0〜1歳児の2年間、育児制度を義務化し、収入補償をすれば、相当数は育児を積極的に選択することが見込まれ、最もコストがかかる0歳児保育の経費節減にもなるだろう。

ちなみに、0歳児に対する保育所への運営費補助は1人当たり年間320万円ほど。一方で、月収20万円の女性をモデルケースとした場合、生後1年までの育児休業給付金の平均支給額は約120万円であることを考えれば、その差額の200万円程度を直接補償することで育児を取る人を増やすほうがコストパフォーマンスは高いのではないだろうか。

この場合、中小零細企業や非正規雇用も含め、育児の利用が進むための支援が欠かせないが、そのために必要な事業者側のコストは社会全体で分担していく覚悟も必要だ。

まずは、育児の取得を社会全体で後押しし、育児が保育所入所かの選択肢を担保した上で、医師等の個人事業主やひとり親家庭等どうしても働かなければならない人にとつての最後の砦に保育所があるという形が、本来あるべき姿と考える。

併せて、専業主婦や育児を選択した人の社会活動や多様な生活スタイルのニーズに対応するために、使いやすいつ時預かり保育をもっと拡充していくことも重要である。

国レベルの待機児童対策では保育士の人件費向上に焦点が集まっているが、まず国がやるべきは育児制度改革である。その根本に目を向けないから、結果として自治体に保育施設整備の負担増を強いている構造がある。女性が働くことを前提にした社会に向けて、希望する方すべてが安心して育児を取得できるように新たな制度の構築と義務化が、今こそ必要ではないだろうか。

- (注1) 文部科学省「学校基本調査」
- (注2) 総務省「労働力調査」
- (注3) 平成27年度「仕事と家庭の両立支援に関する実態把握のための調査研究事業報告書 労働者アンケート調査結果(厚生労働省委託調査)」、三菱UFJリサーチ&コンサルティング平成27年7月
- (注4) 平成27年杉並区

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	葛飾区		
1. 保育の拡充に向けた取組			
① 待機児童の現状についての分析			
【基礎データ】			
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)
保育所等（※1）	96	9,842	499
地域型保育（※2）	30	194	76
地方単独事業 (認証保育所、定期利用保育)	13	370	0
			待機児童数 106人

※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園

※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

【分析】

※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。

（例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。）

この5年間の間で、区内の乳幼児人口は46人増加していますが、保育施設の入所者数は同年比で1,748人増加しています。入所者数に対する乳幼児人口の割合も約8%も増加しており、急激に保育需要が増加しているといった現状です。その中で、区としても待機児童数ゼロに向けて施設整備等を行い、この5年間で1,600人を超える定員増を図ってきたところですが、待機児童数は増減を繰り返し、今年度も106名の待機児童が発生しています。

(各年4月1日現在)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H23
人口 (A)	21,979	21,880	21,746	21,804	21,995	22,025	46
入所者 (B)	8,115	8,465	8,716	9,054	9,447	9,863	1,748
需要率 (B/A)	36.9%	38.7%	40.1%	41.5%	43.0%	44.8%	7.9%
保育定員	8,722	8,955	9,133	9,388	9,886	10,406	1,684
待機児童数	145	74	38	111	252	106	

施設整備にあたっては、現状の待機児童数のほか、実際の申込者数の把握や、それらの数がどの地域にどれくらいいるかといった、地域性も詳細に分析し、施設整備の計画を行っているところです。

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

①を踏まえ、今年度も

- ・当初予算で、 認可保育所3施設
- ・一次補正予算で、認可保育所3施設、小規模保育所2施設
- ・二次補正予算で、認可保育所1施設、小規模保育所2施設
- ・合計で、 認可保育所7施設、小規模保育所4施設 の開設に向け整備を進めています。

そのほか、建て替えに伴う定員増や認可保育所の分園整備なども行い、定員合計575人の増を計画しています。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

- ※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

現在の施設整備により待機児童解消を目指しているところですが、今年10月現在の待機児童数などを分析し、必要と思われる地域については、さらなる定員増の施策を打つことを考えています。

また、例えば、新規開設施設の幼児クラスや一時預かり事業の空きスペースについて、各施設の空き状況や需要を踏まえながら、保育所等の入所が決まるまでの定期的な事業（緊急一時預かり）の実施といった形で活用することを検討していきます。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体が取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

保育所整備に加えて、保育士確保のための施策も並行して実施していきます。

引き続き4月1日時点での待機児童ゼロを目指すことはもとより、今後は、年度途中も視野に入れた待機児童対策にも取り組み、1年を通じていつでも入りやすく、利用しやすい保育サービスが提供できるよう取り組んでいきたいと考えています。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点をご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料(報道発表資料など)があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	立川市			
1. 保育の拡充に向けた取組				
① 待機児童の現状についての分析				
【基礎データ】				
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	待機児童数 <u>198人</u>
保育所等（※1）	34	3,366	120	
地域型保育（※2）	12	76	19	
地方単独事業	5	190	21	
<small>※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園 ※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業</small>				
【分析】				
<p>※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 （例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。）</p> <p>本市では平成23年度から26年度までの4年間で、公立保育所の民営化に伴う施設拡充、私立保育所の新設、建て替え等により352人の受け入れ枠を確保してきた。昨年度も積極的に受け入れ枠の拡充に取り組み、認証保育所の認可化による定員増、私立保育所分園及び小規模保育施設の新設等により101人の受け入れ枠を確保した。</p> <p>受け入れ枠拡大の一方で、女性の社会進出やひとり親家庭の増加などの社会情勢の変化のほか、市北西部の市街地開発が進み子育て世帯が多く転入しており、待機児童は平成25年度から増加に転じている。この地域の認証保育所の認可化による定員増、私立保育所の新設など集中的に対策を講じているものの依然待機児童が発生しており、本年4月1日現在の待機児童は198人であり、0歳児から2歳児までが全体の約85%を占めている。</p> <p>今後も小規模保育施設の新設などにより0歳児から2歳児の受け入れ枠の確保し、すべての卒園児が3歳以降に入園できるよう利用調整を行うとともに、地域ごとの待機児童数を踏まえた認可保育所の新設、建て替えによる定員増、認証保育所の増築などにより保育の確保方策に取り組む。</p>				

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

【平成28年度・施設の整備状況】

施設区分	区分	開設等予定年月	定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可保育所1	新設	平成29年4月	6	6	6	6	6	6	36
認可保育所2	新設	平成29年4月	6	6	7	7	7	7	40
認可保育所3	改築	平成28年10月	3	6	4	0	-1		12
認可保育所4	改築	平成29年4月	3	7	8	4	10		32
小規模保育施設	新設	平成29年4月	3	8	8	-	-	-	19
認証保育所	増築	平成28年7月	7	4	10	-	-	-	21
平成28年度拡大量			28	37	43	17	35		160

【認可基準を満たす施設の積極的認可】

27年度より、学校法人による認可保育所の新設、株式会社による小規模保育施設の新設、有限会社による認証保育所の認可化など、意欲ある事業者の参入を進めてきた。

【小規模保育所等の卒園児の円滑移行】

本市では、すべての小規模保育施設等において連携施設の設定に市が関与し、卒園児全員を優先して入園決定している。平成27年度実績：全卒園児13人が認可保育所に入園

【保育士の子どもの優先入所】

保育士の復職支援のため優先入所について、来年度の入園申込みに向けた指数調整等の検討を行っているところである。

【多様な保育サービスの推進】

保育所等における一時預かり事業・定期利用保育の拡充を図り、保育所等への入園が決まるまでの間の保育サービスを提供していくほか、幼稚園における一時預かり事業への支援を推進していく。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

【平成29年度・施設の整備予定】

施設区分	区分	開設等予定年月	定員						
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
認可保育所1	新設	平成30年4月	12	19	20	23	23	23	120
認可保育所2	改築	平成29年7月	-	5	8	4	4		21
認可保育所分園	新設	平成30年4月	9	10	11	-	-	-	30
平成28年度拡大量			21	34	39	27	50		171

【育児休業明け入園予約制度の継続実施】

本市では、平成23年度からモデル事業として同制度を開始し、26年度から本格実施している。28年度からは実施園1園を追加する。

・募集人数（平成28年度） 0歳クラス：6名 1歳クラス：3名 2歳クラス：5名

・募集人数（平成29年度） 0歳クラス：6名 1歳クラス：3名 2歳クラス：5名

【保育人材の確保・定着支援】

都のキャリアアップ補助金等を活用し、保育士の処遇改善に取り組むとともに、平成28年9月補正予算において、国、都の補助金を活用し、宿舍借り上げ支援事業を私立認可保育所全23園分及び小規模保育施設A型3園分を予算化し、事業を進める予定である。

また、潜在保育士の再就職支援のため、本市主催の就職支援相談会を開催し、保育人材の確保が難しい保育所を支援する。

【保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進】

平成28年9月補正予算において、国の補助金を活用し私立認可保育所全23園分を予算化し事業を進める予定である。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

【課題・要望】

- ・認可保育所の施設整備に係る補助制度は充実しているものの、開設後の運営費が経常的に増大している。今後、更に待機児童対策を進めていくためにも、市負担割合の引き下げなど国の財政措置をお願いしたい。
- ・保育所の人材不足、保育士配置の弾力化などにより、保育現場を担う保育士の負担が大きくなり、保育の質の低下が強く懸念されている。保育士の就業継続や離職防止対策として、保育士の処遇をさらに改善していく必要がある。
- ・本市の幼稚園11園は、すべて就園奨励費補助等を継続している状況である。子ども・子育て支援新制度への移行促進のため公定価格の見直しを要望する。また、幼稚園型一時預かり事業の支援強化のため単価の見直しをお願いしたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料(報道発表資料など)があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	三鷹市				
1. 保育の拡充に向けた取組					
① 待機児童の現状についての分析					
【基礎データ】					
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	待機児童数 <u>264人</u>	
保育所等（※1）	36箇所	3,061人	295人		
地域型保育（※2）	9箇所	90人	0人		
地方単独事業	14箇所	448人	0人		
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園					
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業					
【分析】					
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)					
■三鷹市における直近5年間の人口動向等 [各年4/1現在]					
(単位：人)					
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口	176,760	179,938	180,570	182,570	183,951
児童人口（～17歳）	26,081	26,390	26,701	27,179	27,590
就学前児童数（～5歳）	8,720	8,841	9,026	9,395	9,534
待機児童数	128	160	179	209	264
<p>三鷹市は都心へのアクセスが良く、子育て世帯向け住宅の開発も多いため、区部、他市より転入してくる世帯が多く、総人口、児童人口、就学前児童人口とも今後、増加傾向が続くものと予想している。</p> <p>待機児童数も増加傾向にあるが、やみくもに基準を緩和して量的拡充を図るのは危険であり、質の確保が伴わなければならない。また、基準の緩和は保育士の労働環境にも影響を与えるので、せつかく処遇改善の効果が出ようとしている時期でもあり、慎重に対応していただきたい。</p> <p>本市でも全ての保育施設の保育の質を確保する取組をとりまとめた保育のガイドラインを遵守しながら、全国に先駆けて、保育園の公設民営化、公私連携化を進めてきたことを踏まえ、保育の量的拡充のみならず、しっかりと保育の質を確保することを念頭に置き、既存の保育資源を十分に活用しながらできるかぎりの施策を展開していきたいと考えている。</p>					

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

事業計画を前倒して実施することにより、平成15年度以降、約1,700人の保育園定員の拡充（1,906人⇒3,600人）を図っており、28年度も新規保育園の開設支援や保育定員の弾力運用等を行い、平成29年4月に向けて定員を295人拡充する予定である。しかし、入園希望者は年々増加し、平成28年度の待機児童数は前年（209人）を上回り、264人となっている状況である。

（これまでの主な取組）

○全国初の株式会社による公設民営園の開設と公私連携型運営形態の活用

廃園した幼稚園の跡地活用として、平成13年に全国初の株式会社による公設民営保育園を開設した。以降、株式会社や社会福祉法人による公設民営化を推進し、更に平成27年4月からスタートした新たな公私連携型の運営形態を活用した保育園への移行を進めてきた。現在、4園の公設民営園と5園の公私連携園の合計9園が民営化されている。

○市内医療機関と連携した病児保育室の開設

平成22年8月に市内の医療機関及び医師会と連携し、事業所内保育的な機能を持つ病児保育室を併設した認証保育所の開設支援を行った。

○市の開発指導要綱による保育施設の設置要請

平成23年度に施行した三鷹市開発事業に関する指導要綱の改正により、一定規模の開発の際に子育て支援施設の設置に関する協議を行うことを義務付けている。これにより、平成26年度に市内の民間分譲マンションの開発の際に、1階部分の居室を活用し、グループ型家庭的保育室の開設支援を行った。

○公有地を活用した民間認可保育園の誘致

平成24年4月に社会福祉法人による私立認可保育園の開設に当たり、公立保育園建替えの際に使用した仮園舎跡地（公有地）を無償貸付することにより開設支援を行った。また、平成30年4月開設に向け、廃園した公立保育園跡地を市内社会福祉法人に無償貸付を行い、私立認可保育園の開設支援を行う予定である。

○UR賃貸住宅の空き室を活用した家庭的保育室の開設

乳幼児を対象とした家庭的保育のニーズに対応するため、平成24年6月にUR都市機構と連携し、賃貸住宅の空き室を活用したNPO法人による家庭的保育事業の開設支援を行った。

○駅前地区の空きビルを活用した認可保育園の開設

民間事業者（第一生命保険株式会社）が所有する既存建物（駅前地区の3階建て空きビル）を活用し、平成26年4月に定員70人の認可保育園の開設支援を行った。

○公立保育園の弾力運用による保育定員の拡充

待機児童の解消を図るため、大規模な施設改修を伴わずに現行の基準を満たしたうえで、公立保育園での運用定員の拡大を図ってきた。これにより平成22年度以降、88人の定員拡充を図った。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

○私立認可保育園の開設支援

待機児童解消に向けて、国の待機児童解消加速化プランに基づき、平成29年4月から新たに私立認可保育園2園の開設を予定している。

○地域型保育施設の開設支援

依然として厳しい1・2歳児の待機児童の解消を図るため、地域型保育施設の開設を支援する。また、地域型保育施設の移行先を確保するため、幼児園の検討や幼稚園での一時預かり事業の充実を図ることにより、3歳児の受け皿確保に取り組む。

○認証保育所の認可保育園への移行支援

認可保育園への移行を予定している認証保育所に対して移行支援を行う。移行園は、平成28年4月に開設した私立認可保育園の分園（3～5歳）として、29年4月の開設を予定している。

○保育人財の確保・定着支援

保育士等の処遇改善事業や東京都の新たなキャリアアップ補助金を活用し、引き続き保育士等の処遇改善に取り組むとともに、平成28年度からは保育人財の確保・定着を目的とした国・東京都の補助金を活用し、保育士用の宿舍の借り上げを行う私立保育園等の運営事業者に対して支援を実施する。また、保育人財の確保を図るため、来年度に向けた入所選考基準を見直し、保育士の子どもを優先する基準を導入する。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

○ 待機児童の解消に向けこれまでの行ってきた取り組みである、①全国初の株式会社による公設民営園の開設、②市内医療機関と連携した病児保育室の開設、③市の開発指導要綱による保育施設の設置要請、④公有地を活用した民間認可保育園の誘致、⑤UR賃貸住宅の空き室を活用した家庭的保育室の開設、⑥駅前地区の空きビルを活用した認可保育園の開設、⑦公立保育園の弾力運用による保育定員の拡充などをしっかりと継続するとともに、今後、①私立認可保育園の開設支援、②地域型保育施設の開設支援、③認証保育所の認可保育園への移行支援、④保育人財の確保・定着支援に取り組んでいく。

○ 風営法における児童福祉施設周辺の風俗営業所の設置規制が、駅前周辺地区の認可保育所の開設及び認証保育所の認可移行に支障をきたしている。このことから、風俗営業所が児童福祉施設より先に営業している場合に限り、保育所は例外的に規制の対象外とすることで、利便性の高い駅前地区での認可保育所の開設及び認証保育所の認可移行が可能となり、待機児童の効率的な解消といった効果も期待できる。

- 地域型保育施設や実質3歳児未満の保育が中心の認証保育所などの3歳児の移行先の確保が大きな課題となっている。国からも都道府県を通して「幼稚園における預かり保育」の充実による待機児童の受入れについて通知が発出されていることを踏まえ、3歳児の移行先の確保として幼稚園の預かり保育の充実を図っていくことが重要である。
- ワーク・ライフ・バランスという観点では、育児休業を取得した後に保育園へ申し込むことができるよう、1・2歳児枠の拡充を図ることや、企業等に対しては、育児休業の積極的な取得を促すことや育児休業復帰後の企業内保育の充実、子育て支援などの企業の取り組みを促進していく必要がある。
- 認可保育園、認証保育所など全ての保育施設の保育の質を確保する取組をとりまとめた保育のガイドラインを遵守しながら、全国に先駆けて、保育園の公設民営化、公私連携化を進めてきたことを踏まえ、保育の量的拡充のみならず、しっかりと保育の質を確保することを念頭に置き、既存の保育資産を十分に活用しながら、できるかぎりの施策を展開していきたいと考える。国がすすめる待機児童解消施策に需要者側のニーズとして、基礎自治体の声を反映するとともに、具体的な施策の実施に当たっては、消費税の増税分を充てるなどの国の財源の裏付けが重要である。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料(報道発表資料など)があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

平成 28 年 9 月 14 日

東京都知事 小池 百合子 様

東京都子供・子育て会議委員
三鷹市長 清原 慶子

待機児童の解消に向けた施策の充実に関する要望書

都知事におかれましては、就任にあたり、「待機児童ゼロ」を都政の目標の1つに掲げられており、9月9日に「待機児童の解消に向けた緊急対策」を公表され、基礎自治体の一つとしてその内容の実現に期待をしています。

さて、これまでの間も、東京都福祉保健局の局長はじめ子ども子育て担当の皆様は、東京の都市事情を踏まえ多様な子育て支援を進めてこられました。待機児童の解消に至っていないのが現状です。私は東京都子供・子育て会議の委員の1人として、また、待機児童解消を喫緊の課題とする市長の1人として、このたびの緊急対策を受け、今後の施策の実効性を高める上で基礎自治体の立場から必要と思う諸点について要望書を提出いたしますので、今後の諸施策の実施過程においてご反映いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 「保育の質」を高めるために保育士等処遇改善等の取り組みの継続的实施を

本市では、公立私立等の設置主体の違いを超えて全ての保育施設の「保育の質」を確保する取組をとりまとめた『保育のガイドライン』を遵守しながら、全国に先駆けて、保育園の公設民営化、公私連携化を進めてまいりました。

このことを踏まえ、保育の量的拡充のみならず、しっかりと保育の質を確保することを念頭に置き、既存の保育資源を十分に活用しながらできるかぎりの施策を展開していきたいと考えています。そのような状況の中、新制度の公定価格により充実した国の給付に加えて、東京都が単独で実施する「保育士等キャリアアップ事業」「保育サービス推進事業」「保育力強化事業」「保育士宿舍借り上げ支援事業」は極めて有効であり、引き続きできるかぎり長期間にわたり実施していただくことを要望します。

2 「保育の質」に影響のない規制緩和の実現を

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）」に基づく東京都の「風俗営業法施行条例」における「児童福祉施設の敷地から 100m（商業地域では 50m）以内の地域内には、風俗営業所の設置を許可してはならない」という規定は、風俗営業所が先に立地している場合は、駅周辺地区の認可保育所の開設及び認証保育所の認可移行に実質的な支障をもたらしています。

このことから、風俗営業所が児童福祉施設より先に営業している場合に限り、保育所は例

外的に規制の対象外とすることで、利便性の高い駅前地区での認可保育所の開設及び認証保育所の認可移行が可能となります。また、駅前地区の保育定員の拡充により、待機児童の効率的な解消といった効果も期待できます。

現在、三鷹市では、内閣府が募集した地方分権改革に関する提案として風営法の改正を提案していますが、この提案に対し、国から、「各都道府県の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等を改正することにより、保育所を保全対象施設から除外することや、地域の実情に応じて一部の地域で営業制限地域を設けないこととすることは可能である。」との1次回答を得ました。

そこで、ここに「保育の質」に影響のない規制緩和として東京都の「風俗営業法施行条例」の改正を強く要望します。

3 所有地の柔軟な活用の実現を

都内は施設整備のための用地の確保が困難ですので、市区町村にとっては、都営住宅等の敷地内あるいは建物の1階部分に、認可保育所（認定こども園）や小規模保育所或いは学童保育所の設置が可能となる支援をいただくことが有効です。そこで、所有地についての柔軟な活用の実現とともに、たとえば待機児童が解消されるまでの期間において、限定的に設置可能となるような条件整備を要望します。

4 3歳児の移行先の確保としての幼稚園の預かり保育の充実への支援を

新制度が施行されて市区町村が地域型保育を創設し、連携保育所の確保を義務付けられたことに伴い、3歳児の移行先の確保が課題となっています。

一方で、都が独自に推進してきている認証保育所は、実質3歳児未満の保育が中心で、連携保育所がないために、3歳児の行き先が確保できない場合、3歳以降の継続した集団保育が困難であるという課題があります。

認可保育園としては、0～5歳までの保育施設を整備し続けていますが、0～3歳まで認証保育所や、3～5歳までの幼稚園の経営者からは将来的な経営についての不安の声が聞かれます。

そこで、国からも都道府県を通して「幼稚園における預かり保育」の充実による待機児童の受入れについて通知が発出されています。「認証保育所の認可化」等に当たっては、連携保育施設として保育園のみならず、幼稚園の預かり保育の充実が期待されています。すなわち、幼稚園の預かり保育は地域型保育における連携保育所と同様の効果をもつことから、幼稚園への支援の充実を要望します。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	東京都府中市																																	
1. 保育の拡充に向けた取組																																		
① 待機児童の現状についての分析																																		
【基礎データ】																																		
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)	待機児童数 296人																														
保育所等（※1）	45	4,797	147																															
地域型保育（※2）	2	15	15																															
地方単独事業	16	555	0																															
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園																																		
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業																																		
【分析】																																		
<p>※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 （例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで認可保育所の新設や既存施設の増築等により、定員増を計画的、継続的に図ってきましたが、女性の社会進出による共働き世帯の増加や、マンション開発等に伴い子育て世帯の転入が増加しているなどの理由から、保育所の利用希望者は年を追うごとに増加の一途をたどっており、その供給量を保育需要が上回っている状況です。 ● 子育て世帯の転入が多い要因として、本市は都心から1時間圏内のベッドタウンとして交通の利便性に優位性があるほか、多摩地域の近隣他市と比較し、市の面積比で鉄道駅が多く、市内の一定圏域内に鉄道駅が所在する特長があるため、その駅周辺においてマンション等の大規模開発事業が頻繁に行われることが主な要因と考えています。 ● なお、大規模なマンション開発に伴う保育需要発生率（一戸当たりの保育所利用希望者数）は、平成23年度の9.3%（100戸のマンションであれば9.3人の保育利用希望者が発生する。）から平成28年度には16.34%と増加しており、転入した子育て世帯の保育所等利用希望率も増加傾向にあります。 <p>（参考）府中市待機児童数・就学前児童数の推移（過去5年）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24.4</th> <th>H25.4</th> <th>H26.4</th> <th>H27.4</th> <th>H28.4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児数</td> <td>182</td> <td>181</td> <td>233</td> <td>352</td> <td>296</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>—</td> <td>▲1</td> <td>52</td> <td>119</td> <td>▲56</td> </tr> <tr> <td>就学前児童数</td> <td>14,084</td> <td>14,152</td> <td>13,914</td> <td>14,113</td> <td>14,166</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>—</td> <td>68</td> <td>▲238</td> <td>199</td> <td>53</td> </tr> </tbody> </table>						H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	待機児数	182	181	233	352	296	増減	—	▲1	52	119	▲56	就学前児童数	14,084	14,152	13,914	14,113	14,166	増減	—	68	▲238	199	53
	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4																													
待機児数	182	181	233	352	296																													
増減	—	▲1	52	119	▲56																													
就学前児童数	14,084	14,152	13,914	14,113	14,166																													
増減	—	68	▲238	199	53																													

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。
- 府中市次世代育成支援行動計画（後期計画）及び府中市子ども・子育て支援計画に基づき、平成22年以降は施設整備を中心として、次のとおり取組を実施しました。
 - 認可保育所の整備 本園12施設・分園1施設（定員1,207人増）
 - 東京都認証保育所の整備 7施設（定員290人増）
 - 地域型保育事業所の整備 2箇所（定員15人増）
- 認可保育所の整備に当たっては、市有地の活用や賃貸方式による整備はもとより、東京都との連携による「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」の実施を通じて、都有地に大規模保育所の整備を図っています。
- 上記の施設整備等を通じて、認可保育所等の総定員が就学前児童人口に占める割合は、平成21年4月の28.62%から平成28年4月の37.88%（見込）へ約9%上昇しましたが、待機児童解消に至っていません。
- 上記の施設整備のほか、就労により継続的に保育が必要な児童を対象とした「定期利用保育事業」を平成28年度より開始したことに併せて、当該事業の利用料負担の軽減助成制度を創設しました。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

- ※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。
- 府中市子ども・子育て支援計画に基づき、平成28年以降も次のとおり施設整備を予定しています。
 - 認可保育所及び地域型保育事業所の整備 5施設（箇所）以上（定員440人以上（見込））
- 今後も認可保育所の整備に当たっては、市内の国有地や都立公園を含めた都有地の活用のほか、公共施設の再編に伴い新たに創出した市有財産（建物・土地）の活用に向けた検討を進めます。また、平成28年度の整備については、平成28年9月に「切れ目のない保育のための対策」の取組・施策に位置付けられた「保育所等整備交付金」や「保育所等改修費等支援事業」を活用することとして、複数の施設整備を進めています。
- このほか上記により整備した施設又は事業所を中心として、一時預かり事業及び定期利用保育事業の実施・拡充を図るとともに、先般の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について（平成28年4月7日付雇児発0407第2号通知）により、幼稚園との更なる連携を強化するため、「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」や「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施に向けた具体的な検討のほか、私学助成の対象となっている幼稚園において実施している「預かり保育」に対する市独自の支援策についても検討を進めています。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

- 保育施設等の利用を希望しない0～2歳児のいる在宅子育て家庭を対象とした新たな支援策（給付金等）を検討いただきたい。
- 育児休業3年の制度化及び利用者の取得向上に向け、利用者のみならず、各事業者に対する支援を含めた対策を検討いただきたい。
- 本市のみならず、都内の法人立幼稚園の多くが、国の定める公定価格では運営費等に不足が生じることなどを理由に、特定教育・保育施設（新制度の対象施設）に移行していないため、既存の幼稚園施設を活用したソフト面の対応も難しい状況であることから、幼稚園・認定こども園の公定価格の見直しをお願いしたい。
- 国においては、子ども・子育て新制度の枠組のみならず、例えば、既存の「育児休業給付金制度」における支給対象期間の延長（1歳6か月以上の児童に対する給付）や支給額の増額、積み増し等を期待するほか、現状において1歳に達した際に給付金の支給期間延長の要件としている「保育所における保育の申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」について、保護者の意向に反して保育所の申込みを行う実態も散見されるため、その要件の見直しをお願いしたい。
- 待機児童の解消に向けては、公立保育所もその一翼を担っており、定員増を図るための改修や老朽化した施設への対応など、公立保育所の保育環境整備を進めるために活用が可能な財政措置を期間限定でも構わないのでお願いしたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点をご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））

各市区町村における取組状況

自治体名	東京都調布市		
1. 保育の拡充に向けた取組			
① 待機児童の現状についての分析			
【基礎データ】			
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)
保育所等（※1）	49	4362	384
地域型保育（※2）	1	18	0
地方単独事業	22	559	▲49（認可移行2園）
			待機児童数 <u>289人</u>

※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園

※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

【分析】

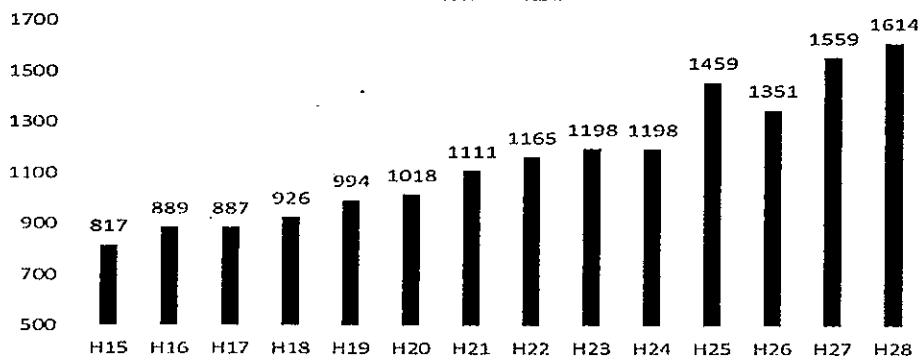
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。

（例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。）

1 保育園入園申込者数の推移（平成15年度～平成28年度）

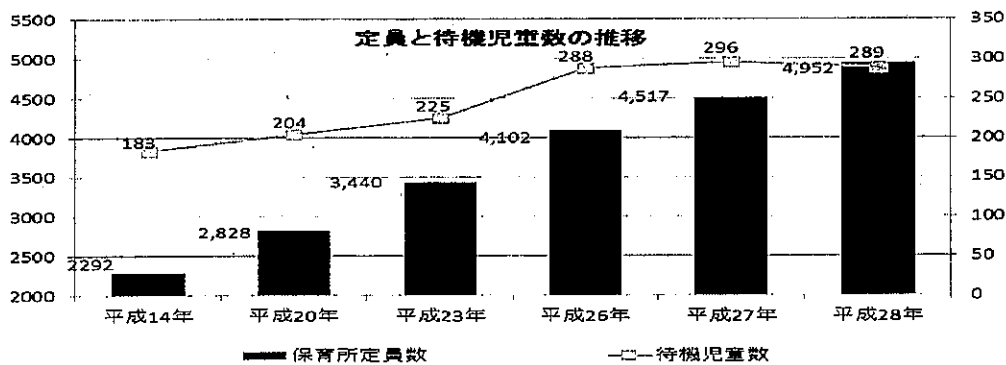
- ・平成15年度の817人に対し、平成28年度は1,614人に増加し、ほぼ倍増しており、保育ニーズが年々高まっている。
- ・大規模な定員拡大を図った翌年度に申込者が増加する傾向にある。（H24→H25）
- ・一方で、保育所等の新設をしなかった翌年度は、申込者が減少している。（H25→H26）
- ・平成26年度以降は、大規模な定員拡大を図っているため、年々、申込者数が増加している。

保育園入園申込者数の推移



2 定員と待機児童数の推移

- ・平成14年度から平成28年度までに2,660人の定員拡大を図ったが、待機児童数は、一時的に200人を下回ったことはあるものの、毎年200人から300人近くいる状況が続いている。



3 待機児童数の増加要因

当市での出生数は毎年2,000人前後と安定しており、転出入についても、多い年で百数十人増える程度である。したがって、出生数や転入者の増加を待機児童数の増減要因として考えるのは不十分であると考えている。

主な増加要因としては、申込者数の増加や就労意欲の高まりが推察される。申込者数は、毎年、過去最高を更新している状況である。また、両親ともにフルタイム勤務での待機児童数が、平成28年4月の待機児童数(289人)の約3分の1(93人)を占めている。

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況(昨年度比の増減等の数字を含む。)や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」(以下「緊急対策」という。)を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

平成28年4月1日の待機児童数は289人であり、内訳は0歳80人、1歳158人、2歳51人、3歳以上0人である。0~2歳児の定員拡大が喫緊の課題であると認識をしているが、小規模保育事業等の0~2歳児までを対象とした施設整備では、3歳児の受け皿が整備されず、「3歳の壁」問題が生じてしまうと考える。このため、当市では、調布市子ども・子育て支援事業計画(調布っすこやかプラン)に基づき、0~5歳児を受け入れる認可保育所を重点的に整備している。

また、同計画に基づき、認証保育所から認可保育所への移行を希望している事業者に対して、積極的に支援を行っている。

【調布市子ども・子育て支援事業計画】

保育部分の確保方策(新規施設の開所年度を基準としたもの)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
教育・保育施設 (認可保育園、 認定こども園)	6箇所	8箇所	6箇所	5箇所	※
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育)	1箇所			※	

※待機児童の状況を見て時点修正を行います。
※1箇所あたり80人定員を想定しています。



	実績値		計画値		
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
教育・保育施設(認可保育園)	6箇所	6箇所	6箇所	5箇所	※
地域型保育事業(小規模保育)	1箇所		※		
定員拡大数 ()内は計画値	415人 (421人)	435人 (720人)	(500人規模)	(450人規模)	※
施設整備率【定員数/就学前児童数】 ()内は計画値	38.3% (38.4%)	42.0% (44.7%)	46.7% (49.3%)	50.9% (53.6%)	51.5% (54.2%)

※待機児童の状況を見て時点修正を行います。

※平成29年以降の施設整備率は平成28年までの実績から推計される値と、当初の計画値を記載しています。

【現在取り組んでいる主な施策(予定)】

- 1 認可保育所の新設
4箇所(292人の定員拡大)
開設予定時期 平成29年4月 3箇所 平成29年6月 1箇所
- 2 認証保育所から認可保育所への移行
2箇所(33人の定員拡大)
開設予定時期 平成29年4月 2箇所
- 3 既存認可保育所の建替えに伴う定員増 1箇所
1箇所(10人の定員拡大)
開設予定時期 平成29年4月
- 4 定員拡大予定数 335人

【整備にあたっての課題】

- 1 近隣住民との合意形成
- 2 用地の確保
- 3 保育士不足に起因した運営事業者の確保

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

- ・調布市子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続き、認可保育所を中心とした整備を推進していく。
- ・「3歳の壁」問題を解決するための施策が実現できれば、小規模保育事業等の0～2歳児に特化した施設の整備について検討ができるのではないかと考えている。

【切れ目のない保育のための対策を受けての取組】

1 0～5歳児の受け皿整備

認可保育所を中心とした整備を行っていく中で、引き続き、国の施策を活用し、市としても建設費に対する支援を積極的に行っていく。

2 3～5歳児の受け皿整備

3歳児以降に特化した施設を新設する場合、安定的な運営が課題となる。「サテライト型小規模保育事業所」が3歳児以降に特化した施設の新設が可能となるような施策であれば、今後、検討をしていきたい。

3 土地等の確保の支援

保育所等整備交付金における資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化については、平成28年3月の緊急対策で示された施策であり、当市でも支援を強化している。

4 保育人材の確保・保育サービスの質の確保

- ・当市では、平成27年度から、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を実施している。
平成28年度は、指導検査に係る体制を強化し、市内に所在する全ての教育・保育施設の指導検査を実施している。
- ・指導検査の中で、賃金台帳を確認し、適切な賃上げがされているかを確認している。
- ・平成27年度から、保育士宿舎借上げ支援事業を創設し、保育士確保に向けた支援を進めている。
- ・市独自の取組として、平成27年度に、市内保育事業者とともに、就職相談及び就職説明会を2回開催した。

5 保護者や地域のニーズへの対応

- ・平成19年度から相談員を市役所窓口配置。
- ・平成27年度から利用者支援事業（基本型）、平成28年度から利用者支援事業（特定型）を実施。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

1 方針

待機児童対策については、市の最重要課題として重点的に取り組んでおり、全庁横断的な協力により、様々な施策を実施してきた。今後も、待機児童対策を市の重点プロジェクトに位置付け、調布市子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の着実な推進を図っていく。また、平成28年9月2日に発表された、国の「切れ目のない保育のための対策」及び9月9日に発表された東京都の「待機児童解消に向けた緊急対策」の各施策について、当市の現状を踏まえ、待機児童対策として有効なメニューについては、積極的な活用を検討する。

2 課題

待機児童対策を進めていくうえで、下記のような課題があると認識をしている。特に、近隣住民の理解が得られず、保育園建設計画がスムーズに進まないケースも増えてきている。

【主な課題】

- ・ 近隣住民との合意形成
- ・ 保育所建設用地の確保
- ・ 保育士等の職員確保
- ・ 保育の質の確保

3 提案

- ・ 認可保育所の整備について、施設整備費に係る補助制度はかなり充実していると考えているが、開設後の運営経費に係る市負担分が財政状況を逼迫する要因であると考えている。更なる待機児童対策を進めていくためには、運営費負担金の市負担分を、国が負担するような施策を強く求める。
- ・ 保育士不足は深刻な問題となっており、基礎自治体だけでは到底解決できる問題ではない。保育士不足の解消に向けて、国が主導して取り組んでもらいたい。
- ・ 保育園建設地の近隣住民との調整が難航し、開園を断念せざるを得ない事例が市内でも発生している。近隣住民への理解を得るため、市が事業者とともに丁寧な説明をしていくことはもちろんであるが、保育所が「迷惑施設」と認識されていることが多い現状を、国が法整備等の対策により、先頭に立って打破していくことを望む。
- ・ 待機児童対策の推進のために必要不可欠である「保育所建設用地の確保」を促進するため、保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨をできる限り早期に通知等で明確化してもらいたい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	豊中市		
1. 保育の拡充に向けた取組			
① 待機児童の現状についての分析			
【基礎データ】			
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)
保育所等（※1）	75	5,809	599
地域型保育（※2）	3	57	173
地方単独事業	8	82	△12
			待機児童数 <u>217人</u>
※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園			
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業			
【分析】			
※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。 (例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。)			
①保育ニーズの高まり			
特に0～2歳児における保育ニーズに対応する必要があり、計画している数値内で収まるかについては今後の動向を注視しているところである。そのなかで現在、国で議論されている配偶者控除の廃止などの税制の改正についても、どのような形で保育ニーズに影響があるのか、その動向を見極める必要がある。			
②保育所等に適した物件の確保			
特に住宅都市であり保育所運営に適した物件をいかに確保していくか、市有地や特区を活用した公園の利用にも限界がある。			
③保育士確保			
保育士保育所支援センターの開設や家賃補助の実施、市独自での処遇改善等も実施しているが、特に新規園における保育士確保については課題がある。			

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

平成27年4月待機児童解消プロジェクト・チームを創設

保育の受け皿の確保として、平成25年度に実施した新制度に対応したニーズ調査を基に1,400人分を増設する計画を策定した。平成27年度から平成29年度に整備などを行い、平成30年4月の待機児童解消をめざす。

【主な確保策】

- ・市内で運営する保育事業者等による、保育所・小規模保育事業の新規整備・増設
- ・新規事業者の参入促進（他市等で実績のある株式会社等を公募により保育所・小規模保育事業の整備）
- ・民有地マッチング事業（市内の不動産会社や介護事業者に土地・建物の提供を受け、保育事業者とのマッチングによる保育所・小規模保育事業の整備）
- ・私立幼稚園移行支援事業による私立幼稚園の認定こども園化、新制度移行を支援
- ・認可外保育施設の認可への移行を支援
- ・市有施設、市有地及び国有地における保育所整備
- ・国家戦略特別区域法を活用した公園への保育所整備

【その他】

- ・利用者支援事業を通じた適切な入所への誘導
- ・保育士処遇改善として、公定価格の約10%を人件費分として市単独補助の実施
- ・保育士保育所支援センターの開設
- ・保育士配置要件の弾力化（平成28年6月定例会において条例改正）

【整備実績及び見込み】

- ・平成27年度 新規整備により 215人の定員増（6施設）
- ・平成28年度見込み 市有地の活用を含め新規整備により 654人の定員増（16施設）
- ・平成29年度見込み 特区を活用した公園への保育所整備を含め267人の定員増を予定（5施設）
- ・このほか、認定こども園化などにより 635人の保育の定員増を予定

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

【今後の取り組みとして、前述の確保策を引き続き進める】

【今般の緊急対策などへの対応】

- ・「定員超過入園の柔軟な実施」を活用し弾力化による受け入れ枠の確保
- ・「保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進」・「保育補助者雇上げ支援等の推進」の活用
- ・「受け皿の確保のための施設整備促進」による補助金のかさ上げなどを有効に活用
- ・「緊急的な一時預かり事業等の活用」の検討
- ・「企業主導型事業所内保育事業の積極的展開」とあわせ地域型の事業所内保育事業を市内の企業等に案内を行い、企業等による事業所内保育の推進を図る

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

- 社会保障関連経費、特に子ども子育て支援新制度に係る財源が増大すると予測されるため、その財源の確保に努められたい。
- 整備補助金について、保育所の創設にあたっては、対象が社会福祉法人のみの運用となっている、学校法人や株式会社についても対象とされたい。
- 国有地の活用を検討しているが、国有地の賃料が近隣の相場となっていることから、介護施設同様に減額した賃料による貸し出しについて検討されたい。
- 保育士の処遇改善について、保育士の給与に確実に反映させる仕組みの検討をされたい。
- 小規模保育事業の連携施設の設定について、多くが連携先を設定できていない現状にあることから、何らかの方策・方針等を検討されたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	兵庫県明石市		
1. 保育の拡充に向けた取組			
① 待機児童の現状についての分析			
【基礎データ】			
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)
保育所等（※1）	56か所	4,410人	1,008人
地域型保育（※2）	0か所	0人	
地方単独事業			
			待機児童数 <u>295人</u>

※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園

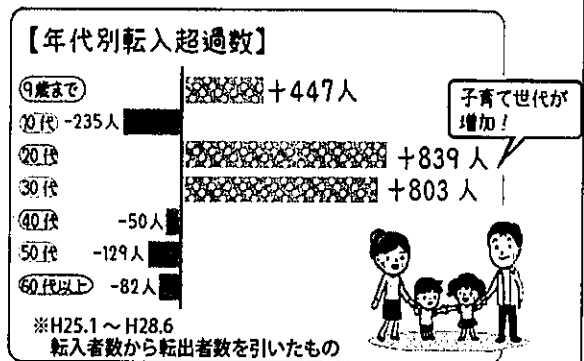
※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

【分析】

※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。

（例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。）

本市では平成27年12月に策定した「明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口増加及び地域活性化に向け、子育て環境の一層の充実にに向けた取り組みを進めており、中学校までのこども医療費の完全無料化や本年9月から保育料の第2子以降完全無償化など、子どもを産み育てやすい環境を整えるための積極的な対策を講じています。そのため、直近では、特に20代、30代の子育て世代と9歳までの子どもの人口が増加しています。



このように元来の共働き世帯の増加、地域や保護者の子育て力の低下という保育需要の増加に加え、人口増の要素が加わり、待機児童数の増加に繋がったと分析しています。

〇待機児童の状況（過去5年間）

（各年4月1日）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
待機児童数	50人	63人	76人	156人	295人	
受入枠増	+60人	+70人	+121人	+340人	+85人	+1,008人

□就学前児童数（過去5年間）

（各年4月1日）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
就学前児童数	15,788人	15,797人	15,828	16,016人	16,060人
対前年増加	▲12人	+9人	+40人	+188人	+44人

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

本市では、本年1月に待機児童緊急対策室を設置し、平成29年4月の待機児童解消に向け、1,000人規模の受け入れ枠の拡充に取り組んでいる。

①施設整備

平成28年度の施設整備については、積極的に施設整備を実施する法人を支援するため、建設費用について本市単独補助による法人負担の軽減策を実施し、平成29年度4月には、県内最大となる1000人（昨年比+915人）規模の受け入れ枠の拡充を実施します。

また、既存の公共施設の有効活用を図るため、市内の市立幼稚園の余裕教室を活用し、私立保育所の分園を設置するほか、市立保育所を増築し、定員増を図ります。（平成28年度は合計5か所（定員合計 117人））

②保育士の確保施策

保育の受け入れ枠の拡充に伴う保育の担い手である保育士の確保は、保育の質を確保するうえでも重要な課題であることから、本市では、保育士確保のための緊急的な取り組みを実施しています。

□処遇改善の実施

保育士への処遇改善を実施した私立保育所等に対し、月額給与増額分の1/2、10,000円を限度に助成を行います。

□採用一時金の支給

（ア）新卒保育士等へ採用一時金10万円（2年間勤務すれば合計30万円）支給

市内の民間保育所等へ就労する新卒保育士等（下記（イ）の潜在保育士を除く。）に対し、2年間勤務すれば最大30万円（採用時10万円、以降1年勤務するごとに10万円）を支給。

（イ）潜在保育士へ採用一時金10万円（国の再就職支援事業と合わせて30万円）支給
結婚、出産、子育てなどで保育士として働いていない資格所有者（以下「潜在保育士」という。）に対し、国の再就職支援事業とは別に10万円を支給。

（2）保育士宿舎借り上げ補助の実施

国の補助制度を活用し、市内保育所で勤務する常勤保育士等のための宿舎を借り上げる場合に、その費用の全部又は一部を補助します。

（3）保育所巡回バスツアーや保育士就職フェアの開催

学生や潜在保育士が自分にあつた就職先を見つけることができるよう市内保育所を巡回する見学バスツアー（4回）や民間保育所等との合同就職フェア（1回）を開催し、潜在保育士の掘り起しや新卒保育士の就労に繋げます。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。

※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。

※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

こども施策の充実に伴う就学前人口増や本年9月から実施している第2子以降の保育料の完全無償化により、今後、さらに保育需要が高まると見込んでおり、切れ目なく待機児童対策を継続する予定です。

ハード面では、従来の保育所や認定こども園の新設に加え、連携施設や保育の質を確保したうえで、小規模保育事業の実施により受け皿の拡充を行なっています。

一方、保育士確保施策については、保育士の質を確保する観点から、継続的に行っていくべきであると考えており、採用一時金や宿舎借り上げ補助などの経済的支援策を継続していくとともに、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている「市区町村における保育人材確保への支援」の内容を注視し、積極的な取り組みを実施していきます。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

□ 保育対策総合支援事業補助金（保育所等改修費支援事業）の複数回募集について

既存の賃貸マンションや一軒家などを活用し、分園や小規模保育事業を開設する当該事業については、今年度、補助制度の見直しがあり、国からの補助金募集が大幅に遅れており、当市の年度内の受入枠拡充に支障を来しています。（西明石地区の保育所分園整備が該当）

については、早期に補助要綱の交付をお願いしたい。

また、当該補助金は、早期に開園が可能な既存施設を活用した改修メニューであり、年度途中の待機児童の減少を目指し、年度途中の開園を予定している自治体も多いことから、来年度以降について、補助金の募集について、年2回以上の実施（5月、10月等）を行うなど柔軟な対応をお願いしたい。（大規模施設の補助メニューである「保育所等整備交付金」は、複数回（5月、7月…）の募集あり）

□ 恒久的な賃金改善について

保育の質を確保していくために重要となる保育士の処遇については、公定価格において改善が図られているところであるが、まだまだ低い水準にあります。それは、将来の少子化に伴う児童数の減少を見据え、運営法人側が十分に賃金改善を実施できていないという背景があると考えています。

この度示されている「ベースアップを中心とした賃金引上げの推進」により運営法人側がしっかりと本俸による賃金改善が行える仕組みの早期の導入を希望します。

□ 住民対応について

本市においても保育所設置に伴う住民対応に苦慮しています。「保育所の設置断念」などの内容が新聞等で報道されるたび、住民側からの要望等が加速化する傾向にあります。対応策として国が推奨する「地域連携コーディネーター」の活用や各自治体が積極的に関与し、民間事業所を支援していく方法が考えられますが、その前段として「保育所＝迷惑施設」という悪いイメージを払拭するため、国の広報媒体を活用し、「地域の保育所、みんなで子育て」等のメッセージビデオなどを作成していただくなど、国を挙げての待機児童対策をもっとPRしていただきたい。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。（別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。）
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。

待機児童対策会議（平成28年9月27日（火））
各市区町村における取組状況

自治体名	浦添市		
1. 保育の拡充に向けた取組			
① 待機児童の現状についての分析			
【基礎データ】			
可能な範囲で記入して下さい。	箇所数 (H28.4.1時点)	定員数 (H28.4.1時点)	保育拡大量見込み (H28.4.1→H29.4.1)
保育所等（※1）	27	3,249	679
地域型保育（※2）	9	165	76
地方単独事業			
			待機児童数 <u>231人</u>

※1 保育所等：保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園

※2 地域型保育：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

【分析】

※ 待機児童解消に向けて鍵となる要素と考えていること等を具体的に記載して下さい。

（例えば、待機児童数の直近5年の増減傾向やその要因と思われる事由、地域の人口構造や産業構造等の地域特性などについて、数値等も含めて記載して下さい。）

本市の待機児童数の推移については、H24年～H27年の4年間は、H24年：261人、H25年：220人、H26年：211人、H27年：157人と減少傾向であったが、今年H28年4月においては231人と再度増加に転じた。その要因は入所申込件数の増加である。H27年度の申請者数は3,711人だったのに対し、H28年度の申請者数は4,079人と過去最高となり、初めて4,000人を突破した。これは、待機児童対策による保育所等の整備が進み、定員（受け入れ枠）を拡充したため、これまで入所を諦めていた方が「今なら入れるかも知れない」という期待感を抱き、申請者数の増加という形で表面化したものと考えられる。

いずれにしても、潜在的なニーズが顕在化したものにとらえ、絶対的に不足している認可保育所の整備、地域型保育事業の促進、既存認可保育所の増築、分園による定員増を図っていく。

カギとなる要素の一つとして考えられるのは、公立幼稚園の充実である。本県の特徴である全公立小学校に公立幼稚園が併設されている利便性をさらに充実させ、3年保育・預かり保育を実施することにより、保育と教育のサービス双方の利用が促進されるとともに、受け皿の拡充が期待できる。

② ①を踏まえ、現在取り組んでいる主な施策

- ※ 施設の整備状況（昨年度比の増減等の数字を含む。）や取組の開始時期等、実績を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用実績など、本年3月28日公表の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫している点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

認可保育所の創設、増築による定員増、分園の整備、地域型保育事業の認可により、H28年～H29年度末までに700人以上の定員増を行う。それと並行して、公立幼稚園の3年保育をモデル的に11園中2園について平成29年4月の実施に向け取り組んでいる。

「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（以下「緊急対策」という。）を受けての取組については、平成28年度から保育コンシェルジュを市窓口に配置したほか、小規模保育事業所等からの卒園児の円滑以降を行政が積極的に関与すること、幼稚園の預かり保育の強化、保育士の子どもの優先入所等について取り組んでいる。

③ ①を踏まえ、これから取り組もうとしている施策

- ※ 施設の整備予定（定員数等の数字を含む。）や取組の開始予定時期等、内容を具体的に記載して下さい。
- ※ 特に、小学校の空き教室等の活用予定など緊急対策を受けての取組予定や、本年9月2日公表の「切れ目のない保育のための対策」で新たに盛り込まれている事項に関する取組予定がある場合は、具体的に記載して下さい。
- ※ 各市区町村の現状・地域特性等を踏まえ、工夫する点・施策等の具体的な内容を積極的に記載して下さい。

保育所等の整備については②のとおり。

公立幼稚園の3年保育の取り組みについては「市幼児教育振興アクションプログラム」に基づき、段階的に全園実施に向け取り組む。

2. 今後の方針、待機児童解消に当たって課題となっていること、待機児童解消に向けたご意見など

※ 待機児童解消に向けて、短期的・中長期的な対応に対する考えや待機児童解消のために国や自治体に取り組むべきと考えている施策など、自由に記載して下さい。

・保育士不足が危機的状況にある。受け皿となる施設が整っても保育士不足の状況では安定的な保育を行うことは非常に困難である。特に、離島である沖縄県においては、小さい島の中で保育士の取り合いとなっている現状である。保育士の資格を持つ者が保育現場で働きたいと思えるような思い切った施策を、国をあげて早急に取り組んでいただきたい。

・今後待機児童解消が進むにつれ、保育所等を利用する児童に対する施設型・地域型給付費の自治体負担分が膨らみ、財政を圧迫することが懸念される。

【留意事項】

- ・記載に当たって、適宜欄を拡大していただいて構いません。
- ・表や図がある場合は欄内に入れ込んでいただいて構いません。
(別途資料配布を希望される場合は、本資料とあわせてご提出下さい。なお、A4・白黒印刷になりますので、その点はご了承ください。)
- ・待機児童が多い現状を踏まえ、各市区町村の取組をまとめた資料（報道発表資料など）があれば、参考資料としてあわせてご提出下さい。